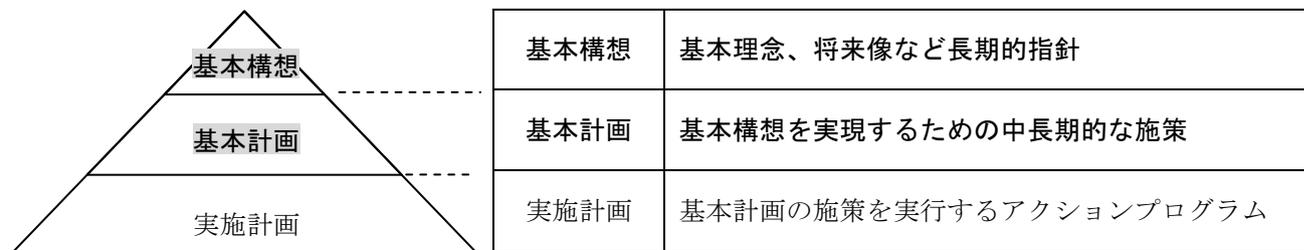


長期基本計画審議会の審議の進め方（案）

1 諮問事項について

- 基本計画に盛り込むべき施策について
- 基本構想について

【基本構想・基本計画について】



2 審議にあたっての基本的な前提事項

(1) 基本構想の改定について

- 平成 17 年に策定した現基本構想では、これまでの社会経済環境の変化等を踏まえると、引き続き今後 10 年の長期的指針として今日性・有効性に欠ける
- 現在の基本構想では基本計画の個別目標及び施策の方向まで踏み込んでいるため、社会経済環境の変化に対して、迅速かつ柔軟に基本計画の施策体系を改定できない（基本構想を改定しないと仮定すると、基本構想に施策の方向まで定められているため、それに基づく施策の議論のみになってしまう）

⇒基本構想の改定を前提として、審議を進める

(2) 基本構想の改定レベルについて

- 基本理念、将来像、基本目標を改定の対象として議論する
- 施策の方向性は基本構想ではなく、基本計画に盛り込む

(3) 計画期間

- 基本構想、基本計画のいずれも概ね 10 年後を想定して議論する

3 審議の進め方（スケジュールは別紙参照）

- (1) 現基本計画の達成状況と課題を踏まえ、各政策分野において、「あるべき姿」と、その実現に向けて取り組むべき「施策のあり方」を検討する
- (2) 「あるべき姿」と「施策のあり方」を意識して使い分けながら発言することは困難なため、各委員はある程度自由に発言し、事務局が後でまとめる
- (3) 事務局がまとめたものについて、審議会の下に起草委員会（前回のメンバーは会長以外の学識経験者で構成）を設置し、さらにまとめていく
- (4) 各政策分野で出された「あるべき姿」と「施策のあり方」を踏まえ、共通するエッセンス（基本的な考え方・理念）を抽出し、基本構想に盛り込むべき基本理念・将来像にまとめていく。起草委員会で案を作成し、審議会でも議論する
- (5) 答申では、基本構想に盛り込むべき内容と、基本計画に盛り込むべき施策のあり方に分けてまとめる